

議案第90号

新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年新座市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条・第2条)</u></p> <p><u>第2章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償(第3条-第10条)</u></p> <p><u>第3章 フルタイム会計年度任用職員の給与(第11条-第14条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第15条-第17条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第15条及び第16条において「会計年度任用職員」という。)の<u>給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(給与)</u></p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1</p>	<p style="text-align: center;"><u>新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。)の<u>報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>

号に掲げる職員（次章において「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3章において「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、休日給、宿日直手当及び期末手当（第14条において「手当」という。）とする。

第2章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

（報酬）

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項に規定する基本報酬の額並びに職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。次項、第3項及び第11条において「給与条例」という。）の規定により支給される地域手当、超過勤務手当及び休日給に相当する報酬（第3項において「相当報酬」という。）の額の合計額とする。

2 基本報酬の額は、勤務1時間につき、給与条例別表第1に定める4級61号給の給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、日額にあっては9,900円、時間額にあっては1,370円を超えない範囲内において規則で定める。

3 相当報酬の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 給与条例第8条の2に規定する地域手当に相当するものとして基本報酬の額に同条第2項に規定する割合を乗じて得た額（第9条第2項において「地域手当相当報酬」という。）

(2)・(3) [略]

（報酬の減額）

第4条 日額で基本報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

（通勤に係る費用の弁償）

（報酬）

第2条 会計年度任用職員の報酬の額は、次項に規定する基本報酬の額並びに職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。次項及び第3項において「給与条例」という。）の規定により支給される地域手当、超過勤務手当及び休日給に相当する報酬（第3項において「相当報酬」という。）の額の合計額とする。

2 基本報酬の額は、勤務1時間につき、給与条例別表第1に定める4級61号給の給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める額とする。ただし、これにより難いと任命権者が認める職に任用する会計年度任用職員の基本報酬の額については、月額にあっては91,000円、日額にあっては9,900円、時間額にあっては1,370円を超えない範囲内において規則で定める。

3 相当報酬の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 給与条例第8条の2に規定する地域手当に相当するものとして基本報酬の額に同条第2項に規定する割合を乗じて得た額（第8条第3項各号において「地域手当相当報酬」という。）

(2)・(3) [略]

（報酬の減額）

第3条 月額又は日額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

（通勤に係る費用の弁償）

第5条 パートタイム会計年度任用職員には、費用弁償としてその通勤に係る費用を支給する。

2 [略]

(公務のための旅行に係る費用の弁償)

第6条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償としてその旅行に係る費用を支給する。

2 [略]

(報酬等の支給)

第7条 [略]

2 [略]

3 報酬及び費用弁償は、パートタイム会計年度任用職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

第8条 新たにパートタイム会計年度任用職員となった者にはその日から基本報酬を支給し、基本報酬の額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた基本報酬を支給する。

(期末手当)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(任期が6か月以上の者その他の規則で定める者に限る。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で規則で

第4条 会計年度任用職員には、費用弁償としてその通勤に係る費用を支給する。

2 [略]

(公務のための旅行に係る費用の弁償)

第5条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償としてその旅行に係る費用を支給する。

2 [略]

(報酬等の支給)

第6条 [略]

2 [略]

3 報酬及び費用弁償は、会計年度任用職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

第7条 新たに会計年度任用職員となった者にはその日から基本報酬を支給し、基本報酬の額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた基本報酬を支給する。

2 月額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員が退職したときは、その日まで基本報酬を支給する。

3 月額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで基本報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により月額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員に基本報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額はその給与期間の現日数から職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年新座市条例第26号)第18条の規定により任命権者が別に定める勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(任期が6か月以上の者その他の規則で定める者に限る。以下この項及び第3項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で規則で定めるものについても同様とする。

定めるものについても同様とする。

- 2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

- 3 前項の在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

- 4 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の常勤の職員の例による。

(端数計算)

第10条 第3条第2項に規定する基本報酬の額、同条第3項に規定する相当報酬の額又は前条第2項の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額を算定する場合において、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第3章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額によるものとし、給与条例別表第1に定める4級61号給の給料月額を超えない範囲内において、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給料との権衡を考慮して規則で定める。

(地域手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当の月額、給料の月額に100分の10を乗じて得た額とする。

(期末手当)

- 2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

- 3 期末手当基礎額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員 基準日現在(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき基本報酬の月額及び地域手当相当報酬の月額の合計額

(2) 日額又は時間額で基本報酬の額を定める会計年度任用職員 規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額

- 4 第2項の在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

- 5 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の常勤の職員の例による。

(端数計算)

第9条 第2条第2項に規定する基本報酬の額、同条第3項に規定する相当報酬の額又は前条第3項に規定する期末手当基礎額を算定する場合において、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第13条 第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とする。

（給料及び手当の支給等）

第14条 前3条に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法、手当の額及び支給方法、給与の減額並びに端数計算については、一般職の常勤の職員の例による。

第4章 雑則

（退職者の給与）

第15条 [略]

（別に定めのある職員の給与）

第16条 第3条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員として規則で定める者の給与については、一般職の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

（委任）

第17条 [略]

（退職者の給与）

第10条 [略]

（別に定めのある職員の給与）

第11条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員として規則で定める者の給与については、一般職の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

（委任）

第12条 [略]

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（会計年度任用職員の給与等）</u> 第17条の2 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の給与及び費用弁償については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</p>	<p><u>（会計年度任用職員の報酬等）</u> 第17条の2 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の報酬、費用弁償及び期末手当については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</p>

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和38年新座市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休職の効果) 第3条 [略] 2・3 [略] 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。	(休職の効果) 第3条 [略] 2・3 [略] 4 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年新座市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 [略] (会計年度任用職員についての適用除外) 第16条 第4条、第5条、第5条の3、第7	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、 <u>会計年度任用職員</u> (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。第16条において同じ。)及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 [略] (会計年度任用職員についての適用除外) 第16条 第4条、第5条、第5条の3、第7

<p>条、第10条から第11条の2まで及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第4条、第5条、第5条の3、第11条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。</u></p>	<p>条、第10条から第11条の2まで及び第13条の規定は、<u>会計年度任用職員には適用しない。</u></p>
---	---

(新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第5条 技能労務職員のうち、<u>会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の給与の額及び支給方法は、新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）の適用を受ける職員の給与の額を基準とし、常勤の技能労務職員との権衡及び業務の特殊性を考慮して市長が定める。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第5条 技能労務職員のうち、<u>会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の給与の額及び支給方法は、新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年新座市条例第22号）の適用を受ける職員の給与の額を基準とし、常勤の技能労務職員との権衡及び業務の特殊性を考慮して市長が定める。</u></p>

(新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 新座市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。以下「給与条例」という。）第16条第1項又は<u>新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）第9条第1項（同条例第13条において準用する場合を含む。）</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。以下「給与条例」という。）第16条第1項又は<u>新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年新座市条例第22号。第18条第2項において「報酬条例」という。）第8条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前</p>

以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 [略]

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第18条 [略]

2 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により月額又は日額で報酬を支給される職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員（次項に規定する職員を除く。）」とあるのは「職員」と、「給与条例第11条の規定」とあるのは「新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条の規定又は同条例第16条により定める規則の規定」と、「給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「これらの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とする。

6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 [略]

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第18条 [略]

2 報酬条例の規定により月額又は日額で報酬を支給される職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員（次項に規定する職員を除く。）」とあるのは「職員」と、「給与条例第11条の規定」とあるのは「新座市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第3条の規定又は同条例第11条の規定により定める規則の規定」と、「給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「これらの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当に関し必要な事項を定め、月額で基本報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用職員を廃止するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。